

# 子どもの攻撃性に関する一考察

## —少年非行の現状を通して—

A Study on Aggression in Children : A Point of View Juvenile Delinquency

廣井 亮一

HIROI Ryoichi

### 要 旨

少年法改正に至る大きな要因となった、非行少年の凶悪化現象について、少年による凶悪事件の統計的動向と少年事件の臨床例をもとに検討し、非行少年の攻撃行動の根源にある「攻撃性」が質的に変容していることを指摘した。

攻撃性の発動は、危害行動としての非行やいじめなどの問題行動につながりやすいため、否定的に評価され抑制されるべきものとみなされやすい。しかし、攻撃性には、子どもの成長に伴う積極性や主体性、さらには、共同体社会で生きるための依存性といった重要な心的エネルギーが等値しているのである。このような攻撃性の質的変容は、非行少年に限らず、現代の子どもの荒れや青少年の幼稚化現象にも通底している。

以上の観点から、子どもの各発達段階における攻撃性の発動について、その肯定的意味に着目しながら、子どもの攻撃性をより健全な方向に伸ばすための、家庭、学校、地域社会のあり方について考察した。

キーワード：少年非行、非行臨床、攻撃性、依存性

### はじめに

家庭裁判所調査官として携わった非行臨床の経験と、家庭教育カウンセラーやスクールカウンセラーとして携わっているさまざまな子どもの臨床実践からすれば、現代の社会問題となっている少年非行と家庭や教育現場で援助を必要とする子どもたちには、程度の差こそあれ、同質の変化が生じているように思われる。

本稿では、少年非行の現状と非行臨床の実践経験をもとにしながら、非行少年の変容を逆照射することによって現代の子どもの変化をとらえたうえで、家庭や学校現場における対応策を明示することを目的とする。

### 1. 少年非行の時代的推移

図1は、少年刑法犯（交通関係業過を除く）の人口比の推移を示したものである。

少年非行は、戦後から昭和26年、昭和39年、昭和58年をそれぞれのピークとする3つの波に

よって推移している。平成10年を第4の波とみるかどうかについては、さらに数カ年の推移を待たなければならぬが、この時期には後述するような現代型非行の特徴が反映されているので、本稿では第4期として考えることにする。

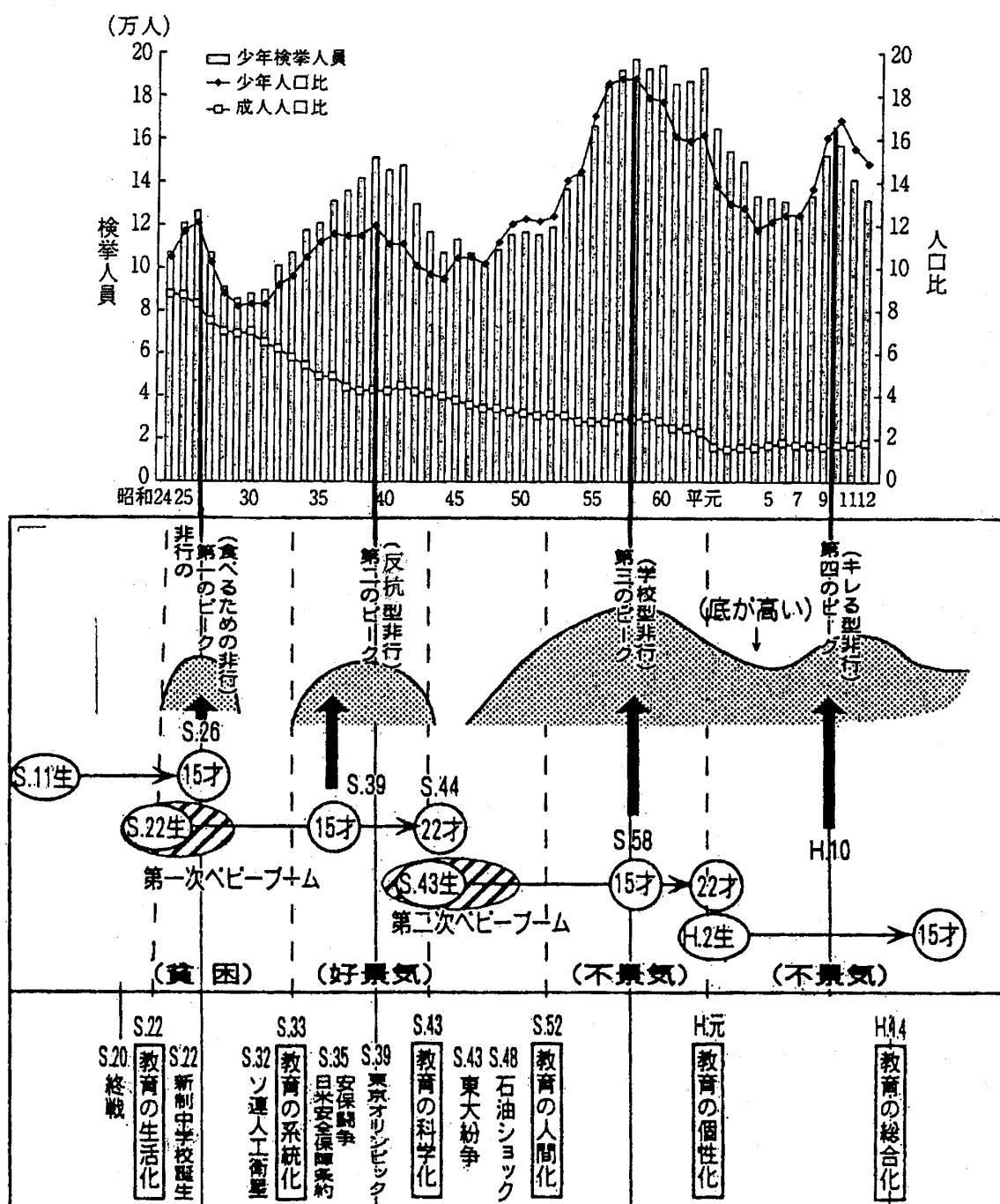


図1 少年刑法犯の検挙人員・人口比の推移（人口比は、人口1000人当たりの検挙人員）  
(図の上段は、平成13年版『警察白書』p.10、下段は和歌山市教育委員会『学校教育広報』No.321、岡崎弘作成を一部修正した)

第1期（昭和20年から同33年）は、「貧困型非行」と称される。

戦後の混乱と復興を社会背景として、貧困や欠損家庭で育つ少年による窃盗などの財産犯を主流とした時期である。

18、19歳の年長少年による非行の割合が高く、両親健在な家庭は半数以下でその7割が低所得層であった。

第2期（昭和34年から同47年）は、「反抗型非行」と称される。

時代背景としては、東海道新幹線の営業開始、東京オリンピック開催などに示されるように、「先進国への道」が標榜され高度経済成長社会に向かった時期である。

第1次ベビーブーム世代の16、17歳の中間少年を中心として、経済至上的価値観のもとで遊興費を得るための窃盗や売春防止法制定後の性非行が多発した。また、昭和43年の東大紛争に象徴されるように、大学生が権威や権力に反抗したり、「カミナリ族」、「みゆき族」などが出現し、既成の価値観に対抗する若者文化が出現したりした時期である。

第3期（昭和48年から平成2年）は、「学校型非行」と称される。

石油ショックによる経済低成長とその後に生じた土地や株の投機によるバブル経済など、急激な経済的変動のなかで刹那的、快楽志向的な社会風潮を呈した時期である。

万引き、自転車盗、原付車盗など、過剰にあふれた物を対象とした遊び感覚の非行が、14、15歳の年少少年を中心に増加した。また、高学歴時代の渦中で受験戦争が過熱する一方で、昭和58年をピークとして、中学生による校内暴力が全国各地で頻発し社会問題となった時期である。なお、昭和58年には、日本でファミコンと東京ディズニーランドが登場し、子どもたちがITや仮想現実の世界に埋没はじめた時期もある。

第4期（平成3年から現在）は、「現代型非行」または「いきなり型非行」と称されるであろう。

バブル経済が崩壊して以来、完全失業率の増加、学生の就職難など先が見えない不況に陥り、少子高齢社会の到来などさまざまな面で従来の価値観の転換を迫られている時期である。学校では平成8年ころから小学校の学級崩壊が問題となっている。

この時期の少年非行の特徴としては、平成9年に起きた14歳の少年による神戸児童連続殺傷事件をはじめとして、平成12年には17歳前後の少年たちが社会を震撼とさせる凶悪重大事件を頻発させたことである。また、殺人や強盗など凶悪事件を犯した少年たちの多くが、過去に補導歴や非行歴がないという点で、「いきなり型非行」とも称されるのである。

こうした少年による一連の凶悪・重大事件を受けて、非行少年の「凶悪化」と「低年齢化」が指摘され、平成12年に非行少年に対する厳罰と刑事罰を旨とする少年法改正に至ったことが、この時期に特筆されるべきことである。

集団非行としては、「オヤジ狩り」といわれる強盗事件、平成14年の東村山市の中3生数名によるホームレス殺害事件など、“狩り”と称したゲーム感覚で凶悪事件をおこしていることが特徴である。

以上のように、戦後から現在までの少年非行の特徴を概観すると、犯罪や非行はその時代の社会状況を鋭敏に反映したものであることが分かる。したがって、少年非行を考えるということは、子どもを取り巻く、家族、学校、社会の実相をとらえることでもあると言える。

## 2. 凶悪事件の動向

第4期の少年非行について非行少年の凶悪化が指摘され、それが少年法改正に至る大きな要因となった。司法統計上、凶悪犯とは殺人、放火、強姦、強盗の4つの事件を指す。したがって、非行少年の凶悪化について論じる場合、凶悪事件の動向がひとつの指標となるべきものである。

少年事件における4つの凶悪事件の合計は、刑法犯非行の構成比で戦後から現在まで1%前後を推移しており、凶悪事件が急増したといわれる平成9年で1.3%，平成10年で1.2%である（図2）。

図3は、それぞれの凶悪事件の人口比の推移を示したものである。

殺人事件と放火事件は、戦後から現在まで一貫して0.05%を下回っている。平成10年の殺人事件の新受人員は83人、放火事件は101人、平成11年は同58人、同100人である。

強姦事件は、昭和33年に急増して最も高い比率を示したが、第3期以降は殺人、放火と同様に低下している。強姦事件が昭和33年に急増した理由として、昭和32年の売春防止法の制定との関連が指摘されている。

殺人、放火、強姦の凶悪事件に対して、強盗事件は別な動きを示している。強盗事件の人口比が高い時期は、昭和35年をピークとする第1期から2期にかけてであり、その後は他の凶悪事件

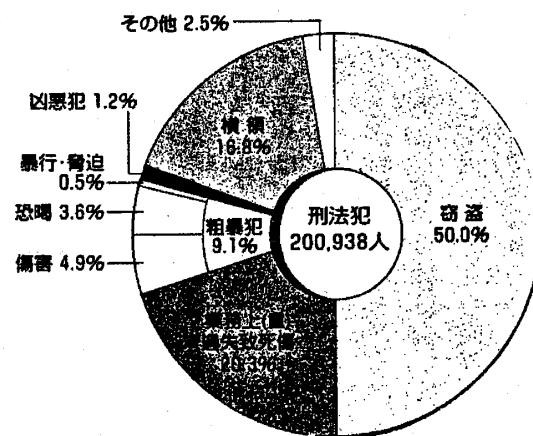


図2 平成10年度刑法犯非行別新受人員の構成比  
（『司法統計年報』）

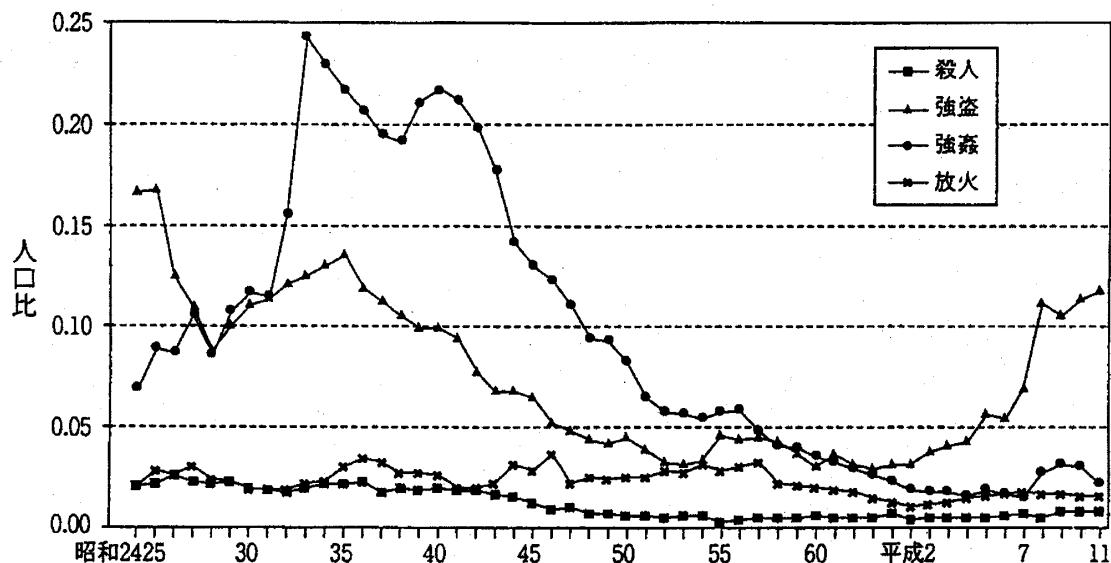


図3 少年事件における凶悪犯の人口比の推移

人口比は10歳以上20歳未満の少年人口1000人当たりの少年刑法犯検挙人員の比率  
(平成12年版『犯罪白書』p.493及び川崎道子(2002) p.23を引用)

と同様に低下したが、強盗事件だけが第4期の平成9年から急増している点である。

図4は、平成3年から同12年までの強盗事件の検挙人員実数と人口比を示したものである。平成9年から路上強盗の増加によって検挙人員が増加していることが分かる。すなわち、少年による凶悪事件の8割を占める強盗事件の増加が、第4期の凶悪事件の構成比を上げた主な要因であり、この時期の少年非行が凶悪化したとする証左とされているのである。

強盗罪とは、「相手方の反抗を抑圧するに足りる程度の暴行、脅迫を用いて財物を強取する」(刑法236条)という犯罪であり、その程度に達しない場合は恐喝罪にとどまり、粗暴事件のカテゴリーに入る。

たとえば、恐喝により財物を得た後に、発覚や逮捕を免れるために暴行を加えた場合、「事後強盗」として強盗罪とされるか、「恐喝と暴行」とされるかは、検挙及び立件の段階で左右されやすいものである。また、図4で示したように、少年事件の強盗には路上強盗が多いことを指摘したが、そのほとんどは原付や単車を使用した「ひったくり」によるものである。ひったくりは窃盗罪の種別のひとつであるが、その犯行で被害者が単車に引きずられたり転倒したりしてけがをした場合、「窃盗と傷害」ではなく「強盗」として立件されることがある。このように、強盗は検挙、立件の方針によって増減しやすい事件なのである。

鮎川(2002)も同様な点を指摘しており、「少年非行と少年犯罪のすべては、少年と社会統制機関の担当者との相互作用のなかで立ち現れてくることが確認される」と述べている。

最近の非行少年による恐喝やひったくりなどの犯罪のやり方が短絡的になり、金を得るという目的とそのための手段が非常に直結していることが、強盗罪として認定されやすい結果を生じさせているとも言える。

以上のように、第4期の強盗事件の犯罪としての特殊性を考慮すれば、凶悪事件全体は戦後から現代にかけて減少傾向をたどっているとみることができ、最近の非行少年が凶悪化しているとは一概に言えない。

### 3. 非行少年と非行集団の臨床的変容

それでは、なぜこの数年、社会を震撼とさせるような特異な凶悪・重大事件が頻発し、少年法改正にまで至るような“非行少年の凶悪化”が指摘されるのであろうか。

広田(2000)は、少年の殺人率の低下など、全体として青少年は凶悪化していないことを統計的

に示したうえで、青少年の凶悪化が社会の論調となった理由として、警察庁などが発表する、部分的に短期的な数字や解釈をメディアが無批判に報じている点を指摘し、“凶悪化”はメディアによる幻想であるとしている。

確かに、最近の非行少年の凶悪化現象は、特異な凶悪・重大事件の過度の一般化であり、社会統制機関やメディアが作り上げた一側面である。しかしながら、非行少年の臨床像には、青少年の“凶悪化”が虚像や幻想だとはかならずしも言い切れない様相を呈している。

家裁調査官として筆者が携った非行臨床の実践経験からすれば、第3期と第4期の非行少年と非行集団に明らかな変化が生じている。各期の非行少年と非行集団の特徴を顕著に示す臨床例を提示する。

(1) 少年A (15歳、中学3年)；傷害事件 (昭和57年係属)

少年Aは、ある市内の中学校区の「総番長」を称していた。校内外で「<sup>わる</sup>悪」を自認し、市内の非行グループの中心的役割を担っていた。

服装も校則で禁じられている「学ラン」を着用し、教師に対して反発と反抗をくり返し、あえて「悪」を誇示するかのように行動していた。ただし、Aは教師に暴力をふるわないことと弱い者いじめはしないことを自らの規範にしていた。

Aが在籍していた中学校では、体育祭の応援合戦を代々の番長が仕切ってきた。ところが、新たに赴任した屈強な生徒指導の教師が、応援合戦を教師の指導下においていたため、Aは教師に直訴した。Aは暴力をふるわないようにズボンのポケットに両手を入れて教師と口論した。ところが、教師から「ポケットに手を入れて話すとは何事か」と怒鳴られたことに腹を立てて教師に頭突きをくらわし気絶させたことで、対教師暴力による傷害事件として送致されたのである。

Aは家庭裁判所の調査においても大股を広げて仰け反り、あからさまな反抗的態度で臨んだ。家裁調査官が注意をすると、Aはにらみ返して反発した。家裁調査官がそうしたAの反抗や反発を受けとめながら問わると、Aは徐々に教師や学校に対する不満を語り、事件に至るまでの興奮した感情や暴力に及んだ状況などを稚拙な表現ながら説明した。

家裁調査官はそのようなAとの関わりによって非行動機を了解することができ、Aは犯行に至るまでの感情と行動を振り返り理解した。その後、Aは家裁調査官の助言と指導に従い中学校を卒業するまでに更生した。

また、Aの「番長グループ」は、Aを頂点に置いたピラミッド型を形成していた。グループのメンバーには副番長をはじめとして、それぞれの少年たちの序列に応じた役割が与えられていた。グループの行動もAの指示のもとに統制されており、けんかのやり方などについて決まりを設けて一定の制御がなされていた。

(2) 少年B (16歳、高校1年)；器物損壊事件 (平成8年係属)

少年Bは、中学生までは成績優秀で親や教師の言うことをよくきく素直なよい子として評価されてきた。ところが、両親に強引にすすめられた私立高校に進学して以来、夜間コンビニや公園で時間をつぶすようになった。親や教師にはあからさまな反抗はしないが、親の期待にそむき勉強をせず、教師との約束を反古にするようになった。

次第に親と顔を合わせることを避けるようになったBは、高1の夏休みに深夜自宅を抜け出し、猫や子犬の目を抉り取るという動物虐待をくり返し、器物損壊事件で係属した。

家庭裁判所の調査では、Bは身だしなみを整え姿勢をただして家裁調査官に向き合った。事件について反省の言葉を述べながらも気持ちが伴わず、抑え込んだようなら立ちを抱え不安定な

感情を漂わせた。家裁調査官があえて棘のある質問を投げかけ彼の陰性の感情を引き出そうとしても、それを跳ね返そうとはせず、逆に、さらに怒りやいら立ちを濁のように自らの内に深く沈殿させていくかのようであった。

調査の数日後、Bは高校の同級生数名と飲酒をして暴れ、通行人にとび蹴りをして大けがをさせ緊急逮捕された。

また、Bは高校入学後、中学校時代の友人とつき合い、グループを作っていた。教師によれば、そのグループのメンバーは目立たない生徒が多く、特に大きな問題行動をおこすこともないが、何をすることもなく常に数名でコンビニなどで群れているという。

そのグループのうち5、6名が、原付車数台を盗み集団危険行為事件（暴走事件）をおこしたが、事前に犯行を計画したわけでもなく、その場の雰囲気とお互いの気持ちを漠然と察知し事件に及んでいた。

### （3）第3期と第4期の非行少年と非行集団の相違

3期の非行少年たちの多くは、犯罪に至るまでに親や教師に反抗したり、さまざまな問題行動をおこしたりして、少年自身のネガティブな側面を事前に表現していた。家庭裁判所でも少年たちは、家裁調査官にストレートに反発や反抗をする攻撃性を持ち続けていた。そのため、家裁調査官は非行に行動化されるエネルギーを彼らと共有することができ、それを更生に向けるエネルギーに転化することできた。

非行集団はピラミッド型のヒエラルキーとして明確に組織化され、各メンバーもその序列に応じた、個としての位置(position)と役割(role)が規定されていた。また、少年Aのようなリーダーのもとにグループとして統制された非行行動に及んでいた。そのため、リーダーに対する指導はグループのメンバーにも波及して、グループ全体の指導にもつなげることができた。

それに対して、4期の非行少年たちの際立った特徴は、家庭や学校では素直なよい子というポジティブな側面を示しながら、一転して、残虐な事件や凶悪な事件をおこす少年が多くなったことである。あからさまな反発や反抗を示さず、B少年のように、期待を裏切ったり約束を守らないといった受動的な攻撃性(passive-aggressive)を示すにとどまる。そのため、事件後の周囲の反応は、普段問題のないように見えた“普通の子ども”がなぜ凶悪事件を犯したのか理解できないということになる。あたかも、少年自身のネガティブな面を覆い隠し続け、犯罪をおこすことによってようやく今まで親や教師に見せることができなかつた側面を表現するような様相を呈する。

非行集団の特徴は、アメーバー状の集団として形成されることが多い。すなわち、個々の少年の位置と役割が極めて不明確で自他未分化に群れ集まつた状態を呈する。相互の関係は希薄で全人格的な濃密な関わりを嫌うが、グループの動きに影響され煽られやすい。そのため、集団非行に抑制がきかず結果的に凶悪事件に結びつくことが多い。核となるリーダーが存在しないため、グループのどこにアプローチをしても收拾がつかず対応に苦慮することにもなる。

家庭裁判所調査官研修所は、平成9年から同11年に起きた殺人事件、傷害致死事件などの重大少年事件を実証的に検証した結果を報告している（家庭裁判所調査官研修所、2001）。

報告書によれば、単独で重大事件をおこした少年について、次の3タイプに分類できるとしている。

- ① 幼少期から問題行動や非行をくり返し、問題が増幅したタイプ
- ② 特別な問題行動もなく、表面上は順応して問題を感じさせることのなかつたタイプ

③ 思春期に大きな挫折体験をし、プライドが傷つき精神的に不安定になったタイプ

この3タイプのうち、タイプ②と③が現代型非行の非行少年の特徴を端的に現している。②と③のタイプの少年に共通する特徴として、「よい子」を過剰に演じ続けてきたこと、共感性の極端な乏しさ、歪んだ男性性への志向の強さ、などが指摘されており、先に述べた4期の非行少年の特徴的な臨床像を裏づける結果を示している。

すなわち、3期と4期の非行少年の臨床的変容として特に指摘される点は、彼らの反発や反抗の示し方であり、こうした行動の根源にある「攻撃性」の質的な変容なのである。

#### 4. 攻撃性(aggression)の変容

##### (1) 攻撃性の概念

大渕(2000)は社会心理学の立場から、「攻撃」は意図的になされる危害行為で観察可能な行動反応であり、「攻撃性」はその行動が生じる心理的な過程であると定義したうえで、攻撃性に関する諸理論を、内的衝動説、情動発散説、社会的機能説の3つの立場に分けて論じている。内的衝動説は、攻撃をおこす心的エネルギーを自明のものと仮定するもので、攻撃衝動、攻撃本能説とも呼ばれる。情動発散説は、不快な経験が攻撃の原因であると仮定し、不快な感情を発散するためには攻撃反応を行うとする。社会的機能説は、攻撃は社会的葛藤を解決するためのひとつの手段であるとするものである。

いずれにしても、攻撃行動を上記のように定義するかぎり、攻撃性は危害行為を生じさせる心的過程または心的エネルギーとされる。確かに、凶悪事件、粗暴事件などの反社会的非行は他者に危害を及ぼす攻撃行動であり、自傷、薬物乱用、不純異性交遊などの非社会的非行は自分を傷つける攻撃行動であるなど、非行、犯罪やいじめなどの問題行動のほとんどは攻撃性の歪んだ発動によるものである。さらにその心的反応に伴って、怒り、恨み、憎しみといった陰性感情が付随する。そのため、攻撃的な人格、行動傾向は否定的に評価され、抑制されるべきものであるとみなされやすい。

一方、コフートの自己心理学の立場からは、攻撃性は自己の発達に必要不可欠なもので、人間が生き抜くための重要な自我機能のひとつとして肯定的にとらえなければならないことを強調している(Elson,M.1987)。

すなわち、攻撃性は自己を守り外界に対する適応行動であり、活動性の前駆体としての機能をもち、積極性、主体性につながる心的エネルギーが等値しているということである。原語の「aggressive」には、「攻撃的」と「積極的」の意味があるとおりである。

##### (2) 攻撃性の対象関係

さらに重要なことは、攻撃性は他者との関係において発達し生きていくための対象関係的機能をもつものであるということである。それについて、土居(1971)や福島(1974)が、日本人の心性として顕著に示される「甘え」の概念として分かりやすく説明している。

土居は、甘えとは乳児が自分と母親とが別の存在であることを体験したことにより、一層相手との一体感を求めようとする感情表現であるとしたうえで、甘えられない乳児の憤怒は単なる攻撃性の現れではなく、依存欲求の不満による反応行動であるとしている。福島は、甘えは他者に依存し他者が自分に与えてくれることを受動的に期待し、攻撃は相手に自己の欲求を強く認識させるが相手との溝を深めるものであるとしたうえで、いずれも他者に関係を求める未熟で過渡的

な対象関係的行動であることを説明している。

攻撃性と依存性のアンビバレンスな関係は、第一反抗期の幼児の母親に対する攻撃性をみれば容易に理解できる。たとえば、幼児が母親に対して、「お母ちゃんなんて嫌いや」と泣き叫び怒りながら暴れて叩いたとする。これは、幼児の母親に対する反抗という攻撃性の表れであるが、この幼児の行動を攻撃的であるとみると、そこに母親との関係を求める依存性（甘え）をより強く感じることができる。

このような攻撃性と依存性の関係は、乳児や幼児に限らず児童期においてもよく表れることがある。思春期においては、自立と依存という発達課題を伴って、親に対する激しい攻撃性として示されるものである。特に、虐待を受けた非行少年は、彼らの激しい攻撃性と依存性をあたかも黒と白が反転するように相手に向け、両者が極めて未分化な状態にあることを顕著に表現する（廣井,2001）。

図式的にいえば、攻撃性(aggressive)と依存性(dependence)は表裏一体として自我機能のひとつを形成し対象関係を規定していくのである。したがって、攻撃性が非行や犯罪などの攻撃行動として発現したり、主体的に生きる力を失ったりするというネガティブな反応は、他者との依存性の歪みを反映したものもあると考えなければならない。

従来、自立と依存を両極にとらえ、依存から脱却し自立することが、子どもから大人になるためのひとつの要件であるとされ、他者に依存することが否定的に受けとめられてきた傾向がある。そのような関係性の反映として、他者との適切な依存関係が形成できず、アルコール依存や薬物依存などの病理としての依存症を呈したり、児童虐待の親子関係にみられるように、親が子どもに依存するというような歪な依存関係として社会問題になっているようと思われる。

こうした状況に対して、現代の福祉学においては、「自立」とは、他者に依存することを自ら選択できる能力が確立されることであると強調されたり（足立,1999）、前述のコフート理論が最近注目されているのは、伝統的な精神分析が否定していた、依存や自己愛の概念を肯定的にとらえ直し、成熟した依存性の獲得こそが人間の発達にとってより重要であるとしていることによるのである。

したがって、子どもの攻撃性が適切に発達するということは、それに付随して依存性の発達が同時に成し遂げられることを意味する。その過程において、攻撃性が受けとめられず歪められた場合、依存性も歪み他者との関係のなかで生きることが困難に陥ってしまう。すなわち、いつまでも自立できない幼児的な固着現象が生じるのである。

以上のことからすれば、「攻撃」行動は危害行為として示されるものであるが、心的エネルギーまたはその内的過程としての「攻撃性」は、必ずしも危害行為につながるのではなく、むしろ人間の生存、成長にとって必要不可欠なエネルギーであることを再認識しなければならない。

すると、攻撃性が非行や犯罪などの危害行為として発現されるか、積極的で主体的な行動を取りながら他者を尊重した生き方に結びつくかは、子どもたちが成長の過程で攻撃性を適切に発達させることができるとどうか、また、それに対する大人が子どもたちの攻撃性や依存性にどのように関わっていくかということが重要になる。

先に指摘したような第4期の非行少年の変化や特異な犯罪傾向と、現代の高校生、大学生、新成人が主体的な行動がとれないなどの幼稚化現象を顕著に示していることは相通じる現象であり、その根幹には、子どもたちの攻撃性や依存性の発達が遅滞し歪められ、質的な変容が生じていることによるものと言える。

## 5. 攻撃性への対応

以上述べたことを基にしながら、子どもの各発達段階における攻撃性の現れ方とその肯定的意味に着目しながら、子どもの攻撃性を健全な方向に伸ばすために、家庭、学校、地域社会がいかに関わらなければならないかについて考察する。

### (1) 乳児期（0歳から1歳）－攻撃性の受容－

乳児が示す攻撃性は、主に泣くこと、怒ることによって示される。その感情表現によって、空腹や身体的不快感を表す。乳児が生存のために親に訴える自己主張である。

こうした乳児が示す陰性の感情表現に対して、母親などの養育者がその感情表現の意味を汲み取り不快感を解消することは、単に攻撃性を低減するだけに留まらない。乳児の微笑みなどの陽性感情だけでなく、怒りなどの陰性感情にも母親などが適切に関わるというということは、乳児にとって、ネガティブな面も含めた“自己の全存在”が母との関係において受け入れられることを意味する。それが乳児期の重要な発達課題である基本的信頼感(basic trust)の獲得につながる。したがって、養育者は早期の乳児の攻撃性は無条件に受容しなければならないと言える。

ただし、通常の家庭生活において子どもの欲求に養育者が完璧に対応することは徐々に不可能になる。そのような段階における養育者の状態を、ウィニコット(1958)は対象関係論の立場から、“ほど良い母親 (good-enough-mother)”と呼び、不可避的に生じる子どもの適度の欲求不満は現実感覚をうながし母親の機能を内在化させるとしている。

児童虐待の親の多くは、マニュアル通りに養育しなければならないという気持ちが強く、完璧さを求めるために子どものネガティブな面を封じ込めようとして虐待に及ぶことがある。この時期に、養育の放棄(neglect)や陰性感情に対する暴力などの虐待が加えられることは、乳児の身体的発達を阻害するだけでなく、自己や他者を否定的に認識し、人間関係の原型に暴力が介在するという誤った学習がなされてしまうことにもつながる。

### (2) 幼児期（2歳から5歳）－しつけと攻撃性－

幼児期の攻撃性は、一般的に第一反抗期と称されている。親の指図を何でも拒否するなどの反発として表現される。それは幼児なりに自分の意志や要求を通すための行動であり、成長に伴い、困難に立ち向かう活動性や主体的な行動力を促進していく。母親や父親がこうした幼児の反抗や反発を単に抑え込んだり無視することは、子どもの自立性や自発性の芽を潰してしまうだけでなく、攻撃性そのものを大きく歪ませてしまうことにもなりかねない。

ただし、ここにおいて重要となることが、「しつけ(discipline)」との関係である。

しつけとは、人と人との関係で成り立つ共同体社会の一員として生活していくために、幼児期に体得すべき社会性の基礎的な訓練である。幼児の個性と社会性を統合させるプロセスでもある。子どもの個性と社会性は、一見相反する属性のようにとらえられやすいが、そうではない。個性とは、他者との関係において成り立つものであるから社会性が備わっていることが前提となる。同様に、社会性とは、異なる個性を持った多様な人々と共に存することであるから自己と他者の個性の表現を受容できなければならない。両者は同時に生起するものである。

幼児期の子どもの意志や要求を何でも受け入れて、欲求のままに行動させることは、子どもの自立性や自発性につなげることにはならない。逆に、仲間集団に拒否され社会性を獲得する機会を失ったり、仲間の注目を引くために粗暴な行動に及んだりするなど、誤った攻撃性の示し方に向かいかねない。

そこで、子どもの反発や反抗を受けとめて関わると同時に、子どもが共同体社会の一員としてふさわしくない行為をしたときは、なぜ許されないのでかを示しながら注意をしたり叱ることによって、その攻撃性の発動の仕方を制御しなければならない。その際に留意しなければならないことは、子どもの主張をまったく無視し、親が暴力などの手段によって強制的に服従させてはならないということである。

また、幼児の母親に対する反発や反抗は、乳児期までの密着した母子関係をほどよい距離にまで広げる作用を及ぼし、子どもの個性の発達をうながすものである。家族精神力動の観点からいえば、幼児の反抗的行動は、母一子の二者関係(pre-oedipal)から父一母一子の三者関係(oedipal)への移行期における反応を示すものである。それは、家族に父性の機能が確立されることを示すもので、子どもが社会性を取り入れていく準備状態にあることを意味するものもある。

### (3) 児童期（6歳から12歳）－攻撃性の体験的学習－

乳幼児期までの攻撃性は主に親子関係で表現されるのに対して、ギャングエイジとも呼ばれるこの時期には、友人や仲間集団における遊びの中で、子どもたちは、「わんぱく坊主」、「やんちゃ娘」として、いたずらやけんかなどを通して攻撃性を体験的に学習する。

その過程で、子どもは他者との関係においてどのような攻撃性を示すことができるのか、また、いたずらやわるさとして表現された行動に対するリアクションとしての失敗や非難を体験することで、社会的に受容される攻撃性の程度を修正しながらコントロールしていく。

ただし、こうした子ども同士の関係における攻撃性の行動化は、上記の乳幼児期までの親子関係における攻撃性の適切な発達を前提とするものである。それが達成されていない場合、「いたずらやけんか」が「他者を傷つける悪い行為やいじめ」に転化されやすい。

その際に導入されるべき対処方法としては、再度、子どもを親子関係に位置づけることである。たとえば、家庭での具体的な生活場面における、親子、兄弟など家族との関わりを通して、子どもの自己主張と自己抑制のバランスを学習させるように援助することである。岡田(2001)は、こうした援助方法を生活体験療法と呼び、他者との協調を体得するために有効であることを指摘している。ただし、児童期に非行やいじめなどの問題行動が発現している場合、子どもの攻撃性に対する親の抑制機能が不適切であることが多い。家庭での親子関係の再学習ともいえるこの方法は、子どもだけではなく親を含めた家族に対する援助を伴うことが必要である。

### (4) 前青年期（13歳から17歳）－攻撃性とサンクション－

以上のような攻撃性に関する発達段階を踏まえて、第二反抗期と呼ばれる思春期に至る。思春期の攻撃性は、親、教師などに向けられる反抗や反発として表現される。思春期の少年が家族から自立性を獲得するプロセスとして親に向けたり、社会や文化に対する自我意識の昂揚として教師や年長者などの権威者に向けたりするものである。また、身体的成熟に伴う性的エネルギーの発動として表れるものである。

思春期の攻撃性の発動は、主に父親反抗の形式をとりながら、青年期に所属すべき社会の手がかりを得たり、スポーツや勉学などによって知的に昇華されたりする。また、性的同一性を獲得し、異性に対する関心や恋愛感情に結びついていく。

ところが、児童期までの攻撃性の発達を適切に踏まえていない場合、親や教師に対して過激な暴言や反抗的態度、時に非行行動として示されることになる。特に、非行行動に対しては、法にもとづく社会のルールを明確に示すことは重要である。その際の対応として留意すべきは、親や教師または地域社会は、身体的に成熟した彼らには単に“反抗的な少年”または“非行少年”と

いう否定的な認識しかできなくなってしまうため、権力的な威嚇や処罰、制裁などのサנקション (sanction) による対処に結びつきやすいということである。

サンクションによる対処で陥りやすい誤りは、少年らとの関わりのプロセスが抜け落ちてしまうことである。たとえば、刑罰とは、犯罪行為という部分に対応するものであり、法に定められた罪刑の基準によって下されるに過ぎない。処罰に至るプロセスには、主体としての人と人との関わりは捨象される。そこには、少年の犯罪という歪んだ攻撃性の発動に潜む依存性を受けとめる、「人と人の関わりの構造」は成立しない。

彼らは反抗や問題行動という歪んだ攻撃性の発動によって、未だに形成され得ない、親との依存関係や教師などに対する援助を求め、「このままでは大人になれない」ということを必死に訴えていることを見過ごしてはならない。彼らの攻撃性の不適切な行動をきっかけとして、大人たちは再度彼らに向き合い関わることを要求されているのである。その関わりのプロセスを捨て去ったサンクションの論議に陥ることは、すでに、われわれ大人が「大人」に成り得ていないことを示す証左である。

## おわりに

家庭裁判所調査官の非行臨床において、「悪」と呼ばれる数千人の非行少年たちと関わり、そして今、さまざまな子どもたちとの臨床実践を通して痛感していることは、現代の家庭、学校、地域社会の、子どもの「負・陰性(negative)」の側面に対する許容性の欠如である。

子どもたちは、強いー弱い、明るいー暗い、早いー遅いという、多様な軸を豊かに生きることによって、「総体としての生身の人間」として成長していく。どの軸が分断されて排除されても、生身の子どもたちはバランスを失う。「部分としての人間」でしか生きることができない子どもは、その欠如した部分をさまざまな問題行動や症状として提示していく。

その意味において、現代の非行少年が特異な犯罪によって歪んだ攻撃性を発現していることは、主体としての人間に存在する「悪」が単に力で抑え込まれ排除されていることを示すものである。

非行臨床の実践の要点は、非行という「悪い行為」を法による規範で制限しつつも、非行少年が示す「悪」の側面に向かい合うことで少年の総体を受けとめることである。こうした関わりによって、非行少年という「悪の部分としての少年」が「総体としての少年」に再生し更生に向かうのである。

## 参考・引用文献

- 足立叢ほか編(1999) 新・社会福祉学－共存・共生の臨床福祉学を目指して－.中央法規出版.  
鮎川潤(2002) 犯罪社会学の立場から－相互行為としての少年非行.こころの科学, 102; p.56  
Bartollas,C.(2000) Juvenile Delinquency 5th ed. Allyn and Bacon.  
土居健郎(1971) 「甘え」の構造.弘文堂.  
Elson,M.(ed)(1987) The Kohut Seminars on Self Psychology and Psychotherapy with Adolescents and Young Adults. W.W.Norton & Company.(伊藤監訳(1989)コフート自己心理学セミナー.金剛出版)

- 廣井亮一(1998) 家庭裁判所における非行臨床.(村松勵ほか編)非行臨床の実践.金剛出版, pp.69-83.
- 廣井亮一(2001) 非行少年一家裁調査官のケースファイル.宝島社新書.
- 広田照幸(2000) 朝日新聞.8月24日文化欄.
- 福島章(1974) 現代人の攻撃性.太陽出版.
- 家庭裁判所調査官研修所編(1997) 少年事件の調査方法についての研究.家庭裁判所調査官研修所.
- 家庭裁判所調査官研修所編(2001) 重大少年事件の実証的研究.司法協会.
- 川崎道子(2002) 少年非行の変遷と非行臨床家の役割.こころの科学,102;pp.22-27.
- 松本良夫(1984) 図説少年問題の社会学.光生館.
- 大渕憲一(2000) 攻撃と暴力.丸善ライブラリー,pp.6-12.
- 岡田洋子(2001) 発達臨床心理学の視点からみたしつけ.精神療法, 27(3),pp.10-15.
- Peterson,L.M.(1999) Brief Adolescent Therapy Homework Planner. John Wiley & Sons,pp.42-46.
- Winnicott,D.W. (1958) Collected Papers:Through Paediatrics to Psycho-Analysis,pp.118-119. (北山修監訳(1990)児童分析から精神分析へ.ヴィニコット臨床論文集 2.岩崎学術出版社)